

上越市市長交際費の支出状況の公表に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、上越市情報公開条例（平成8年上越市条例第1号。以下「条例」という。）第18条の規定による市政運営に関する情報の提供として実施する市長交際費の支出状況の公表に関し必要な事項を定めるものとする。

(公表する情報)

第2条 公表する情報は、市長交際費に係る支出伝票に記載された情報のうち次に掲げる情報とする。

- (1) 支出年月日
- (2) 分類
- (3) 支出先（支出先が個人である場合の職及び氏名の情報にあつては、条例第6条第2号エに規定するものに限る。）
- (4) 内容
- (5) 支出金額

2 前項の規定にかかわらず、個人情報保護に必要と認められるときは、同項各号に掲げる情報の全部又は一部を公表しないことができる。

(公表の時期及び方法)

第3条 市長交際費の支出状況の公表（以下「公表」という。）は、毎月15日以後に前月に支出された市長交際費について行う。

2 公表は、市のホームページへの掲載及び市役所の市政情報コーナーにおける閲覧により行う。

(事務の処理)

第4条 公表に係る事務は、秘書課において処理する。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から実施し、同日以後に支出される市長交際費について適用する。

附 則

この要綱は、平成18年9月11日から実施する。

附 則

この要綱は、平成21年3月27日から実施する。